



【参考3】 大学の質の保証と向上のための制度改革

第2期基本計画のポイント

各大学において、厳格な自己点検・評価を実施し、その結果を積極的に公開するとともに、大学の教育研究活動や組織運営の改革に具体的に反映していくことが求められる。

第2期基本計画の進捗状況

自己点検・評価を実施している大学は631大学(全大学の92%)、うち評価結果を公表しているのは611大学(89%)、また、第三者評価機関による評価を実施しているのは282大学(41%)。(平成14年10月現在)

学生による授業評価を実施している大学は574大学(全大学の84%)、そのうち194大学(28%)で授業評価の結果を改革に反映させるための組織的取組みを行っている。

教員が授業内容・方法を見直し、向上させるための組織的な取組みであるファカルティ・ディベロップメントを実施している大学は、年々増加しており、平成14年度現在、458大学(約67%)の大学が実施している。

国立大学法人は、自らの理念及び長期目標を実現する1つのステップとして6年間の中期目標及び中期計画を策定し、その達成状況に関して自己点検・評価を行うことを基本としつつ、国立大学法人評価委員会による評価を受けることとされている。

大学の質の向上に資することを目的として、全ての国公立大学が、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関による評価を受ける制度が導入された。この制度は、評価機関が評価結果を公表することにより、大学が社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促すものである。



【参考3】 大学の質の保証と向上のための制度改革

中央教育審議会大学分科会等におけるこれまでの提言

【国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議「新しい『国立大学法人像』について」平成14年3月】

国立大学法人に対する評価制度は、大学運営の自主性・自律性や教育研究の専門性を尊重しつつ、評価により、大学の継続的な質的向上を促進するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

各大学においては、評価結果を教育研究その他の活動の改善のために役立てるとともに、自らの基本理念や長期的な目標の点検に活用する。

【中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(答申)」平成14年8月】

国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。

【中央教育審議会大学分科会「我が国の高等教育の将来像(中間報告)」平成16年12月】

高等教育の質の保証の一環としての事前・事後の評価の関係については、双方の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。特に、一定の事前評価は必要であるとの観点から、設置認可制度について、我が国の高等教育の質の保証の仕組み全体の中での位置付けを一層明確化し、的確に運用すべきである。また、事後評価に関しては、認証機関による評価のシステムを速やかに整え、社会の負託に十分応える効果的なものとなるよう発展・充実させていくべきである。



図表5 大学の質の保証システム

【基本的な考え方】 一定の事前評価は必要 設置認可制度の位置づけの更なる明確化と的確な運用
認証評価は事後評価の中核 認証評価制度の社会への早期定着と発展・充実

事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証

